

特定子ども・子育て支援施設等 令和3年度及び令和4年度実地指導 指摘概要（確認監査）

項目	根拠条文	指摘事項	改善内容
利用料及び特定費用の額の受領	基準第55条第2項	特定費用の徴収について、あらかじめ保護者の同意を得ていない	特定費用については、あらかじめ金銭の用途、額、理由を書面により明らかにし、保護者の同意を得たうえで徴収してください。
秘密保持	基準第60条第2項	職員であった者の秘密保持について、必要な措置を講じていない	職員が退職後を含め、秘密を漏らすことがないように、誓約書を取るなど必要な措置を講じてください。
	基準第60条第3項	小学校その他の機関に対し、子どもの情報を保護者の同意なく提供している	小学校その他の機関に対し子どもに関する情報を提供するには、あらかじめ文書により具体的な使用目的を提示したうえで保護者の同意を得てください。